



平成 29 年 11 月 24 日

投資信託新ファンド取扱開始のお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、11 月 27 日（月）より、下記ファンドの取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 追加ファンド

ファンド名	ファンドの特色	委託会社
投資のソムリエ	<ol style="list-style-type: none">1. 金融市場等の投資環境の変化を“いち早く察知”し、配分比率を機動的に変更することで、安定的な運用をめざすバランスファンドです。2. 基準価額の変動リスクを年率 4%程度に抑えながら、安定的な基準価額の上昇をめざします。3. 資産価格に影響を与える変動要因に着目し、その変動要因が均等になるように基本配分比率を決定し、原則月間を通じて維持します。4. リスク性資産と安定資産のそれぞれに対して相場環境を日々判定します。下落の危険性が高まったと判定した場合は、リスク性資産を安定資産に、安定資産を現金等に入れ替えます。	アセットマネジメント One

2. 取扱店 全店
※つくばのGammaぐち支店（インターネット専用支店）を除く

3. 取扱開始日 平成 29 年 11 月 27 日（月）

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	鴨志田	内線3730
Tel 029-859-8111			

以上

【投資信託をご購入される場合の留意点】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。
- 当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面（目論見書および補完書面）」を交付いたしますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。

商号等 株式会社筑波銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第44号
加入協会 日本証券業協会

商品概要

ファンド名	投資のソムリエ
商品分類	追加型投信／内外／資産複合
購入単位	販売会社が定める単位（当初元本：1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日より起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限です。（設定日：2012年10月26日）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ② 受益者のために有利であると認める場合。 ③ マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合。 ④ やむを得ない事情が発生した場合。
決算日	原則として毎年1月、7月の各11日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回、毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※ 「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※ 「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。
ファンドの費用	
●購入時	
購入時手数料	購入価額に2.16%（税抜2.0%）を上限として 筑波銀行が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。
●換金時	
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
●保有期間中（信託財産から間接的にご負担いただきます。）	
運用管理費用（信託報酬）	信託財産の純資産総額に対して 年率1.512%（税抜1.4%） を日々ご負担いただきます。 <内訳> 委託会社 年率（税抜）0.65% 販売会社 年率（税抜）0.70% 受託会社 年率（税抜）0.05%
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。（その他費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。）